

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から住所を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	小泉 千稔	八戸市根城一丁目八番五号	健康長者鍼灸マツサイジ院	八戸市大字沢里字沢里山一六の四八	平成二五・二六
変更後		八戸市根城一丁目八番五号			

青森県告示第五百六十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	住所	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日

藤田 剛	五所川原市中央六丁目三六	藤田整骨院	五所川原市中央六丁目三六	平成二五・四〇
------	--------------	-------	--------------	---------

青森県告示第五百六十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	住所	休止年月日
若崎 恵	三戸郡三戸町大字梅内字桐萩二四四の三リブレ		平成二五・三七
阿子島 理保	八ウス長根D 青森市大字筒井字八ツ橋五一の九		二五・六九

青森県告示第五百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十五年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定障害福祉サービス事業者	名称	障害福祉サービスを行う場所	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	

特定非営利活動法人トリム	三戸郡階上町大字赤保内字大上二六の四〇	就労継続支援B型	ラボーロ	八戸市柏崎一丁目一七石二階	平成 二五・七 一
--------------	---------------------	----------	------	---------------	-----------------

青森県告示第五百六十九号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により次のとおり村道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項前段の規定により告示する。

平成二十五年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の開始の日
温泉線	三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の二から 三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の二まで	改築（道路改良）	平成 二五・七 二

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデー青森店

青森市三好二丁目二の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	変 更 後	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗	年変 月日更
-------	---	-------	---	-----------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	変 更 後	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗	年変 月日更
-------	---	-------	---	-----------

四 届出年月日

平成二十五年六月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十五年七月八日から同年十一月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年十一月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン青森浜田 二プロック
青森市大字浜田字玉川一九六の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンタウン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
代表取締役社長 大門淳
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	変 更 後	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗	変 更 日	平成 二五・三・三
-------	---	-------	---	-------	--------------

- 四 届出年月日
平成二十五年六月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

- 3 時間
平成二十五年七月八日から同年十一月八日まで
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年十一月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデー青森虹ヶ丘店
青森市虹ヶ丘二丁目一の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
-------	-------	-------

株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗	平成 二五・三三
---	---	-------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	年変月日更
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗	平成 二五・三三

四 届出年月日

平成二十五年六月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十五年七月八日から同年十一月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年十一月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー浪岡店

青森市浪岡大字女鹿沢字稲本八一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	年変月日更
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗	平成 二五・三三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	年変月日更
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗	平成 二五・三三

四 届出年月日

平成二十五年六月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十五年七月八日から同年十一月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年十一月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、赤畑地区の県営土地改良事業（特定農業用管水路等特別対策事業）計画を変更したため、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年七月九日から同年八月六日まで

三 縦覧の場所

八戸市庁

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

二の表中

シニアシティ弘前	"	大字向外瀬字豊田三一九の一
シニアシティ弘前	"	大字向外瀬字豊田三一九の一
住宅型有料老人ホームシルバースター	"	大字松原西一丁目六の一
いなほ荘	"	西白山台二丁目一四の二二
いなほ荘	"	西白山台二丁目一四の二二
サンライズ八戸	"	長根二丁目一四の三
江陽五丁目	"	江陽五丁目二七の二二
クローバーズ・ピア八戸ひまわりの家D棟	"	江陽二丁目一三の三三八

を

に、

を

に、

生きがいハウス山水

東二十二番町八の四一

を

生きがいハウスたつみ

東二十二番町八の四一

に改める。

監 査 委 員

青森県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年七月八日

- 青森県監査委員 泉 山 哲 章
- 青森県監査委員 元 木 藤 子
- 青森県監査委員 山 谷 清 文
- 青森県監査委員 小 松 山 吉 紀

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
青 山 伸 一	東京都三鷹市上連雀一丁目一五〇二一〇五〇五
石 村 英 雄	東京都大田区久が原四丁目一九の一〇三〇一
井 上 光 昭	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢南町一三の二八
宮 本 和 之	東京都日野市大字上田一五五の二三
山 崎 愛 子	東京都目黒区自由が丘一丁目六〇二一

二 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成二十五年七月二十二日から平成二十六年三月三十一日まで

雑 報

平成25年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により別表に掲げる都道府県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示します。

平成25年7月8日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 磯 部 力

- 試験期日 平成25年11月10日（日）午後1時から午後4時まで
- 試験場所

試験地	試 験 場 場	所 在 地
北 海 道	北海学園大学豊平校舎 函館国際ホテル 道北経済センタービル 釧路公立大学 青森中央学院大学 岩手大学	北海道札幌市豊平区旭町4-1-40 北海道函館市大手町5-10 北海道旭川市常盤通1 北海道釧路市芦野4-1-1 青森県青森市横内字神田12 岩手県盛岡市上田3-18-8 宮城県仙台市泉区天神沢2-1-1 秋田県秋田市手形学園町1-1 山形県山形市蔵王飯田637 福島県郡山市田村町徳定字中河原1
茨 城 県	流通経済大学龍ヶ崎キャンパス	茨城県龍ヶ崎市120
栃 木 県	宇都宮大学峰キャンパス	栃木県宇都宮市峰町350

群馬県	高崎経済大学	群馬県高崎市上並榎町1300
埼玉県	埼玉大学	埼玉県さいたま市桜区下大久保255
千葉県	獨協大学	埼玉県草加市学園町1-1
東京都	日本大学理工学部船橋キャンパス	千葉県船橋市習志野台7-24-1
	東京理科大学野田キャンパス	千葉県野田市山崎2641
	一橋大学国立キャンパス	東京都国立市中2-1
	電気通信大学	東京都調布市調布ヶ丘1-5-1
	日本大学法学部三崎町キャンパス	東京都千代田区三崎町2-3-1
	明治大学和泉キャンパス	東京都杉並区永福1-9-1
	慶應義塾大学三田キャンパス	東京都港区三田2-15-45
	日本大学文理学部	東京都世田谷区桜上水3-25-40
	武蔵大学江古田キャンパス	東京都練馬区豊玉上1-26-1
	日本大学経済学部	東京都千代田区三崎町1-3-2
神奈川県	青山学院大学相模原キャンパス	神奈川県相模原市中央区淵野辺5-10-1
新潟県	朱鷺メッセ	新潟県新潟市中央区万代島6-1
富山県	富山大学五福キャンパス	富山県富山市五福3190
石川県	金沢医療技術専門学校	石川県金沢市堀川新町7-1
福井県	福井大学文京キャンパス	福井県福井市文京3-9-1
山梨県	山梨学院大学	山梨県甲府市酒折2-4-5
長野県	J A長野県ビル	長野県長野市南長野北石堂町1177-3
	松本歯科大学	長野県塩尻市広丘郷原1780
	駒ヶ根商工会館	長野県駒ヶ根市上穂栄町3-1
岐阜県	岐阜大学	岐阜県岐阜市柳戸1-1
静岡県	日本大学国際関係学部三島駅北口校舎	静岡県三島市文教町1-9-18
愛知県	名城大学太白キャンパス	愛知県名古屋市中天白区塩釜口1-501
三重県	高田高等学校	三重県津市一身田町2843
滋賀県	滋賀短期大学	滋賀県大津市竜が丘24-4
京都府	同志社大学京田辺キャンパス	京都府京田辺市多々羅都谷1-3
大阪府	関西大学千里山キャンパス	大阪府吹田市山手町3-3-35
大分県	近畿大学本部キャンパス	大阪府東大阪市小若江3-4-1
兵庫県	甲南大学岡本キャンパス	兵庫県神戸市東灘区岡本8-9-1

奈良県	神戸市外国語大学 姫路獨協大学 奈良大学	兵庫県神戸市西区学園東町9-1 兵庫県姫路市上大野7-2-1 奈良県奈良市山陵町1500
和歌山県	和歌山ビッグ愛	和歌山県和歌山市手平2-1-2
鳥取県	鳥取大学鳥取キャンパス	鳥取県鳥取市湖山町南4-101
島根県	くにびきメッセ	島根県松江市学園南1-2-1
岡山県	岡山商科大学	岡山県岡山市北区津島京町2-10-1
広島県	広島サンフラザ	1 広島県広島市西区商工センター3-1-1
山口県	徳山大学	山口県周南市学園台
徳島県	徳島大学常三島キャンパス	徳島県徳島市南常三島町1-1
香川県	香川大学幸町キャンパス	香川県高松市幸町1-1
愛媛県	アイテムエヒメ	愛媛県松山市大可賀2-1-28
高知県	高知県立高知小津高等学校	高知県高知市城北町1-14
福岡県	福岡工業大学	福岡県福岡市東区和白東3-30-1
佐賀県	佐賀大学本庄キャンパス	佐賀県佐賀市本庄町1
長崎県	長崎大学文教キャンパス	長崎県長崎市文教町1-14
熊本県	熊本大学黒髪南地区	熊本県熊本市中央区黒髪2-39-1
大分県	大分大学掖間キャンパス	大分県由布市掖間町医大ヶ丘1-1
宮崎県	宮崎県立宮崎工業高等学校	宮崎県宮崎市天満町9-1
鹿児島県	鹿児島県建設センター	鹿児島県鹿児島市鴨池新町6-10
	鹿児島大学水産学部	鹿児島県鹿児島市下荒田4-50-20
	鹿児島県市町村自治会館	鹿児島県鹿児島市鴨池新町7-4
	鹿児島県大島支庁	鹿児島県奄美市名瀬永田町17-3
沖縄県	沖縄国際大学	沖縄県宜野湾市宜野湾2-6-1
	沖縄県宮古事務所	沖縄県宮古島市平良字西里1125
	石垣市商工会館	沖縄県石垣市浜崎町1-1-4

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容
試験科目	等

行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成25年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

* 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成25年8月5日（月）から9月6日（金）まで

イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください（あて先は印刷されています。）。9月6日の消印があるもので受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書一式（配布場所については、オをご覧ください。）

エ 受験手数料 7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

郵送配布

配布期間 平成25年8月5日（月）から8月30日（金）まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角形2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。（8月30日必着のこと）

名称 一般財団法人行政書士試験研究センター

住所 〒100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局留

窓口配布

配布期間 平成25年8月5日（月）から9月6日（金）まで

配布場所 （青森県、岩手県及び秋田県の場合）

試験地	配 布 場 所	所 在 地	配布時間
青森県	青森県総務部総務学事課 法規グループ	青森市長島1-1-1	8：30～17：15
	青森県行政書士会	青森市花園1-7-16	9：00～17：00
岩手県	岩手県政策地域部市町村課	盛岡市内丸10-1	8：30～17：45
	岩手県庁舎内県民室	盛岡市内丸10-1	8：15～17：45
	盛岡広域振興局経営企画部	盛岡市内丸11-1	
	奥南広域振興局総務部花巻総務センター	花巻市花城町1-41	
	奥南広域振興局土木部北上土木センター	北上市芳町2-8	
	奥南広域振興局総務部	奥州市水沢区大手町1-2	
	奥南広域振興局総務部一関総務センター	一関市竹山町7-5	
	奥南広域振興局土木部千厩土木センター	一関市千厩町千厩字北方85-2	8：30～17：15
	沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター	大船渡市猪川町字前田6-1	
	奥南広域振興局土木部遠野土木センター	遠野市六日町1-22	
沿岸広域振興局経営企画部	釜石市新町6-50		
沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター	宮古市五月町1-20		
奥北広域振興局経営企画部	久慈市八日町1-1		

北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター	二戸市石切所荷渡6-3	
岩手県行政書士会	盛岡市菜園1-3-6 農林会館5階	9:00～17:00
秋田県鹿角地域振興局総務企画部	鹿角市花輪字六月田1	
秋田県北秋田地域振興局総務企画部	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	
秋田県山本地域振興局総務企画部	能代市御指南町1-10	
秋田県秋田地域振興局総務企画部	秋田市山王4-1-2	8:30～17:15
秋田県由利地域振興局総務企画部	由利本荘市水林366	
秋田県仙北地域振興局総務企画部	大仙市大曲上栄町13-62	
秋田県平鹿地域振興局総務企画部	横手市旭川1-3-41	
秋田県雄勝地域振興局総務企画部	湯沢市千石町2-1-10	
秋田県行政書士会	秋田市山王4-4-14 秋田県教育会館4階	9:00～17:00

注 土曜日及び日曜日は、配布しません。

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関するお問い合わせ先は、ホームページに掲載します。

イ 受験手数料の払込み

受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。

利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC

一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

平成25年8月5日(月)午前9時から9月3日(火)午後5時まで

この出願システムは、9月3日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができません。ご注意ください。

最終日(9月3日)は、大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先(問い合わせ先)

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03 - 3263 - 7700

5 特別措置の実施

身体機能に障害のある方で試験中の特別措置(車椅子の使用、点字受験など)を希望される方は、申請の手続が必要となります。受験申込みをする前に必ず一般財団法人行政書士試験研究センターへご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成26年1月27日(月)午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。

なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を登載します。

別表 行政書士法第4条第1項の規定により一般財団法人行政書士試験研究センターに試験事務を委任した都道府県知事

北海道知事	埼玉県知事	岐阜県知事	鳥取県知事	佐賀県知事
青森県知事	千葉県知事	静岡県知事	島根県知事	長崎県知事
岩手県知事	東京都知事	愛知県知事	岡山県知事	熊本県知事
宮城県知事	神奈川県知事	三重県知事	広島県知事	大分県知事
秋田県知事	新潟県知事	滋賀県知事	山口県知事	宮崎県知事
山形県知事	富山県知事	京都府知事	徳島県知事	鹿児島県知事
福島県知事	石川県知事	大阪府知事	香川県知事	沖縄県知事

茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
福井県知事
山梨県知事
長野県知事
兵庫県知事
奈良県知事
和歌山県知事
愛媛県知事
高知県知事
福岡県知事

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭